岐阜県立羽島特別支援学校長 様

出席停止となる学校感染症罹患証明書

岐阜県立羽島特別支援学校 小学部・中学部・高等部　　年 氏名	平成　　年　　月　　日 医療機関 医 師 名　　印

このたび、上記の児童生徒が、下記の学校感染症に罹患したことを証明します。
出席停止の期間は　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日までとします。

記

種類	学校感染症（該当する病名に〇印）	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウィルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体　がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであって　その血清亜型がH5N1であるものに限る）、鳥インフルエ　ンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウ ィ　ルスであってその血清亜型がH7N9であるものに限る）	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第六条 第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ（ A型 ・ B型 ） ＊一般的な季節性のインフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（３日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後、２日を経過するまで
	結核	学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（　　）	学校医等において感染のおそれがないと認めるまで